

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成２２年４月１５日（木）

担当課：政策部 情報政策課

件 名：基幹業務システムの再構築について	
提出理由：本市が住民情報を基に大型汎用機を用いて運用している基幹業務システムを、住民基本台帳法の改正を機に、サーバ型機を用いたパッケージシステムへ再構築したいため。	
内 容： １．再構築の背景 ・従来、大量且つ迅速なデータ処理や出力が求められる自治体の基幹業務システムは大型汎用機しかなく、多くの自治体で大型汎用機を導入してきた。 ・しかし、ＩＴ技術の進歩により、大型汎用機からサーバ型機を利用したシステムへの移行が主流となっている。 ・平成２４年７月までに実施が予定されている改正住民基本台帳法へのシステム面での対応は、住民記録システムが保有する個人や世帯の情報を利活用している全てのシステムに影響があり、大規模な改修が必要となる。 ２．現行システムの課題 ・システムの運用経費、改修経費が高額である。 ・プログラムが複雑化し、業務間の円滑なデータ連携が難しく、市民サービス拡充にあたってシステム面での対応が難しい。 ・業務担当課がシステムを利用できる時間に制限がある。	３．再構築の目的 ・業務の見直し等を行い、自治体業務を網羅した標準的なシステムに即した運用形態とすることで、高止まりしているシステム経費を削減する。 ・再構築を契機に、将来にわたり高度な市民サービスの提供が可能となるよう、業務間連携における情報システム面の障壁を解消し、業務改革への布石とする。 ４．再構築の手法 ・ワーキングチームでの検討に加えて、コンサルタント企業からの情報を基に、コスト面や運用面等から、再構築手法を比較・検討した結果を、「基幹業務システム見直し指針」としてまとめた。 ・この見直し指針で、現行システムの課題を解消しつつ、再構築の目的を実現できる手法として、「パッケージシステムへの一括移行（１年程度を目処に業務毎に順次移行）」を選定した。 ５．構築スケジュール H22. 4～H22. 10 システム構築受託企業の選定 H22. 10 以降 業務毎に順次システム構築 H23. 10 以降 業務毎に順次システム運用を開始
経 過 H21. 7 住民基本台帳法の改正 H21. 10 ＩＴ推進委員会において、基幹業務システム見直しを検討することを承認 H21. 11 基幹システム再構築ワーキングチームを立ち上げ、再構築手法を検討 H22. 1 コンサルタント企業を活用し、再構築に向けた助言・提言を受ける	今後の予定 H22. 6 ＩＴ推進委員会・入札参加者選考委員会 H22. 8 基幹業務システム再構築事業者選定 H22. 10 基幹業務システム再構築開始 H24. 7 改正住民基本台帳法に基づく業務運用開始（住民記録システムの運用開始）